

診療実績等報告の手引き

1 申請の概要

- (1) 本特別給付金は、自宅療養者に対して、新型コロナウイルス感染症の診療報酬対象となる診療を行った医療機関について、診療実績等の報告により給付金を支給します。診療実績報告の内容が給付対象外であることが判明した場合は、返還請求を行うことなどがありますので、要件の確認には十分にご注意ください。
- (2) 今回、対象となる診療は、令和4年9月26日から12月31日までの間に実施した診療となります。
- (3) 特別給付金の支給に当たっては、「診療を行った医療機関等の報告（フォームに入力）」や「診療実績の報告（様式1：Excel）」を行い、市の確認を受けることが必要となります。

2 提出方法

報告内容は個人情報を取り扱うこと等から、

インターネット報告フォームでの報告となります。

※具体的な報告の方法は、「インターネット報告の手引き」をご参照ください。（手引きや様式は市の特別給付金ホームページに掲載しています。）

※報告内容に不備があった場合は、報告を差し戻します。差し戻しの連絡はフォームに入力いただいたメールアドレスにお知らせいたしますので、提出期限までに改めてご提出ください。

（インターネット報告フォームで報告できない場合）

下記の「福岡市自宅療養者への往診等に係る特別給付金事業事務局」（以下、事務局）にご連絡ください。

事務局 [TEL] 092-600-0362 [MAIL] corona_fukuoka@nta.co.jp

[営業時間] 10～17時（土日祝日を除く）

※個人情報取扱の観点から通常郵便やFAXでの提出は受け付けられません。

3 提出期限

令和5年2月6日（月） 17時

- (1) インターネット報告フォームは上記期限で閉鎖します。
- (2) 提出期限を過ぎてからの報告は受け付けません。
- (3) 報告の提出は1回までとし、追加の報告は受け付けません。